

北海道告示第 11082 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

令和 6 年 6 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル塩谷店
小樽市塩谷 2 丁目 35 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津 1 丁目 12 番 2 号
- 3 同法第 8 条第 2 項の規定に求められた意見の概要
歩行者の通行の利便の確保等
稲穂沢通線は町内唯一の通学路であるが、道幅は狭く歩道が無い為、店舗敷地内に国道 5 号線と稲穂沢通線を繋ぐ歩道を設ける等、歩行者が安全に通行できるように安全対策を講じていただきたい。
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
令和 6 年 6 月 28 日（金）から令和 6 年 7 月 29 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで